

## 風俗案内業開始届出～必要書類等～

区分	必要書類	備考
共通	風俗案内業開始届出書(3枚組)	様式第1号
	風俗案内業の方法を記載した書類	様式第4号
	1 事業所が自己所有である場合 登記簿謄本又は登記事項証明書 2 事業所が賃貸借物権の場合 ① 登記簿謄本又は登記事項証明書 ② 賃貸契約書 ③ 使用承諾書	2の場合, 所有者→賃貸契約者→風俗案内業者と賃貸借されている場合(いわゆる又貸しの場合は, ②③の書類はそれぞれの賃貸借ごとに必要
	事業所の平面図	建築確認申請時に提出する青写真等に, 出入口の位置, いす, テーブルの配置等の必要な事項を記載したもの。
	事業所の周囲の略図	保護対象施設との関係が明かとなるような略図
	統括管理者の住民票の写し(本籍記載のもの)	
個人の場合	住民票の写し(本籍記載のもの)	
	身分証明書(届出者のもの)	本籍地の市町村役場発行
	誓約書(個人用)	
法人の場合	定款の写し	
	履歴事項全部証明書	
	誓約書(法人用)	
	役員全員の住民票の写し(本籍記載のもの)	
	役員全員の身分証明書	本籍地の市町村役場発行
	役員全員の誓約書	

- ※ 風俗案内業を行おうとする**10日前までに届出が必要です。**
- ※ 身分証明書とは, 運転免許証のコピー等ではありません。
- ※ **禁止地域がありますので, ご自身でよく確認をしてください。**

(別記)  
様式第1号 (第2条関係)

その1	※受理 年月日		※受理 番号	
<p style="text-align: center;">風俗案内業開始届出書</p> <p>広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称		-----		
住所又は主たる事務所の所在地		( ) -		
生 年 月 日		年 月 日生		
その法人に あつては、 代表者	(ふりがな) 氏名	-----		
	住 所	( ) -		
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 事業所の名称		-----		
事業所の所在地		( ) -		

その2 (風俗案内業を行おうとする者が法人の場合のみ記載)

役	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
員	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生

その3					
事業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の事業所の位置		事業所の面積	m <sup>2</sup>	
	風俗案内に使用する設備	種類	概要		数量
	音響設備				
	防音設備				
	その他の設備				
	統括業務管理する者を務める者	(ふりがな) 氏名		-----	
住所		( ) -			
生年月日		年 月 日生			
事業を開始しようとする年月日			年 月 日		
※ 管轄警察署		警察署		受理者 ㊦	

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 3 「建物内の事業所の位置」欄には、事業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 4 「風俗案内に使用する設備」欄には、風俗案内に使用する設備（パーソナルコンピュータ等）について記載すること。
- 5 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 6 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 7 「その他の設備」欄には、風俗案内に使用する設備以外の設備（テレビ、テーブル等）について記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第4号（第5条関係）

風 俗 案 内 業 の 方 法	
氏 名 又 は 名 称	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
業 務 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
	<input type="checkbox"/> 定休日あり（ ） <input type="checkbox"/> 定休日なし
風 俗 案 内 の 対 象	<input type="checkbox"/> 接待風俗営業に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業に関する情報提供 <input type="checkbox"/> その他の飲食店等に関する情報提供
風 俗 案 内 の 方 法	<input type="checkbox"/> 条例第2条第3項第1号又は2号に規定する行為 <input type="checkbox"/> パーソナルコンピュータ（インターネット接続あり）を使用 <input type="checkbox"/> パーソナルコンピュータ（インターネット接続なし）を使用 <input type="checkbox"/> 各営業に関する情報を記載した印刷物又はパネルを使用 <input type="checkbox"/> 条例第2条第3項第3号に規定する行為 <input type="checkbox"/> 条例第2条第3項第4号に規定する行為 <input type="checkbox"/> 条例第2条第3項第5号に規定する行為
18歳未満の者を 従業者として使用 す る こ と	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	「する」の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）

注1 該当する事項の□内にレ印を記入すること。

2 「業務時間」欄の「定休日あり」の□内にレ印を記入した場合には、括弧内に具体的な曜日又は日を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(個人用)

## 誓 約 書

私は、広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第4条第1号から第7号までに掲げる

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (1) 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第17条第1項の罪
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条又は第50条第1項（第4号から第9号までに係る部分に限る。）の罪
  - (3) 売春防止法第6条の罪
  - (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条又は第6条の罪
  - (5) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第15条第1項第3号、同条第2項、同条第3項第2号若しくは第3号、同条第4項又は同条第5項の罪
- 最近5年間に広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第12条又は第13条の規定による命令に違反した者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により風俗案内の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

広島県公安委員会 様

令和 年 月 日

氏 名

(法人用)

## 誓 約 書

当法人は、広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第4条第2号及び第3号に掲げる

- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (1) 広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第17条第1項の罪
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条又は第50条第1項（第4号から第9号までに係る部分に限る。）の罪
  - (3) 売春防止法第6条の罪
  - (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条又は第6条の罪
  - (5) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第15条第1項第3号、同条第2項、同条第3項第2号若しくは第3号、同条第4項又は同条第5項の罪
  
- 最近5年間に条例第12条又は第13条の規定による命令に違反した者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

広島県公安委員会 様

令和 年 月 日

本店の所在地

名 称

代表者の氏名

(役員用)

## 誓 約 書

私は、広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第4条第1号から第6号までに掲げる

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (1) 広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第17条第1項の罪
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条又は第50条第1項（第4号から第9号までに係る部分に限る。）の罪
  - (3) 売春防止法第6条の罪
  - (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条又は第6条の罪
  - (5) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第15条第1項第3号、同条第2項、同条第3項第2号若しくは第3号、同条第4項又は同条第5項の罪
- 最近5年間に広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第12条又は第13条の規定による命令に違反した者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により風俗案内の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

広島県公安委員会 様

令和 年 月 日

氏 名